

relark 会員規約

relark 会員規約（以下「本規約」といいます。）は、東急株式会社（以下「当社」といいます。）および当社のフランチャイズ加盟店（総称して、以下「運営会社」といいます。）が運営するリラックスワークラウンジ（シェアオフィス）である『relark』（以下「relark」といいます。）の対象店舗において、本サービス（第1条で定義します。）を利用する会員（第1条で定義します。）に適用されます。

第1条（定義・適用）

1. 本規約において使用する以下の各号の用語は、以下の各号に定める意味を有します。
 - (1)「会員」とは、第2条に定める所定の手続きにて会員登録を申請し、当社が審査の上、承認した個人を指します。
 - (2)「本店舗」とは、運営会社が relark の対象店舗として運営する店舗の総称を指し、「各店舗」とは、当該対象店舗を個別に指します。なお、各店舗の所在地、営業時間、定休日等については、relark の公式ウェブサイト（以下「ウェブサイト」といいます。）上に掲載するものとします。なお、運営会社は、会員への事前の告知をもって、各店舗の変更、追加または廃止をすることがあり、会員はこれを予め承諾するものとします。
 - (3)「本サービス」とは、運営会社が会員に対して提供する各種サービスの総称を指します。また、本サービスの具体的内容、利用料金（以下「利用料金」といいます。）、利用料金の支払い方法等については、ウェブサイト上へ掲載し、または各店舗において掲出するものとします。なお、運営会社は、会員への事前の告知をもって、本サービスの内容を変更、追加または廃止することがあり、会員はこれを予め承諾するものとします。
 - (4)「本規約等」とは、本規約、当社が別途定める「relark 個人情報取扱規約」（以下「個人情報取扱規約」といいます。）、および運営会社が規定する、各店舗の利用上のルール・遵守事項等を定めた「利用規則」（以下「利用規則」といいます。）の総称を指します。なお、個人情報取扱規約および利用規則も本規約と一体をなすものとします。
 - (5)「利用契約」とは、本規約等を契約条件として運営会社と会員との間で成立する、本サービスの利用に関する契約を指します。
 - (6)「秘密情報」とは、会員が本サービスを利用に伴い知り得た運営会社または他の会員もしくは会員以外の本店舗の利用者に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報を指します。但し、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - ① 知り得た時、既に所有していた情報

- ② 知り得た時、既に公知であった情報またはその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - ③ 知り得た後に、第三者から合法的に取得した情報
 - ④ 知り得た秘密情報によらず独自に開発しまたは創作した情報
 - ⑤ 法令の定めまたは裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
2. 各店舗の利用規則は、ウェブサイト上に掲載するものとし、掲載した時点から効力を生じます。なお、会員は、各店舗において本サービスの利用前には必ず当該各店舗の利用規則をご確認し、予め十分内容を理解し、これを遵守するとともに、運営会社の指示に従って本サービスを利用することに同意するものとします。
 3. 本規約の規定が各店舗の利用規則の規定と矛盾抵触する場合には、本規約の規定が優先されるものとします。
 4. 本規約は、「relark 大宮」「relark 吉祥寺」を除く本店舗において適用します。

第2条（会員登録）

1. 会員となることを希望する者（以下「入会希望者」といいます。）は、本規約および個人情報取扱規約の内容全てに同意した上で、当社所定の携帯端末アプリケーションを用いた登録手続きに従い、会員登録を申請するものとします。
2. 入会希望者が前項の申請時点で未成年の場合は、会員登録申請前に、保護者などの法定代理人による当社所定の「同意書」を提出の上で、申請を要するものとします。
3. 入会希望者が第1項の申請時点で成年被後見人の場合は、当該入会希望者の成年後見人が第1項の申請をするものとし、また、入会希望者が第1項の申請時点で成年被保佐人または成年被補助人の場合は、当該入会希望者は、自らの保佐人または補助人の同意を得たうえで申請をするものとします。なお、当社は、成年被後見人名義により第1項の申請が行われた時点で当該申請は成年後見人により行われたものとみなし、また、成年被保佐人または成年被補助人が第1項の申請を行った時点で、当該申請については、当該入会希望者の保佐人または補助人の同意があったものとみなします。
4. 会員は、以下の各号の全てを満たしている者でなければならないものとします。
 - (1) 第1項の申請時点で満10歳以上であること。
 - (2) 本規約等、その他本店舗の管理上定められた事項を遵守する者、かつ、これらに違反する虞がない者であること。
 - (3) 第11条に定める反社会的勢力に該当しないこと。
 - (4) 過去に本規約等に違反し、会員資格を喪失したことがないこと。
 - (5) 前項の「同意書」に虚偽の記載がないこと。
5. 当社は、前各項に基づく手続きにおいて入会希望者から申請を受けた後、会員登録のための審査を行い、当社が当該入会希望者の会員登録を承認し、当社所定の会員証QRコード（以下「会員証QRコード」といいます。）の発行をした時に、入会希望者の会員

登録が完了するものとします。なお、当社は、その自由な裁量により入会希望者からの申請に対する承認の可否を決定でき、また、当社は、本項の審査方法、審査過程、および審査の内容等については、いかなる場合も開示しないものとします。

6. 前項に基づく入会希望者の審査にあたり、当社は、入会希望者に対し、当社が審査に必要と判断する書類、データ等の提出を求めることができるものとします。入会希望者は、当社の要請に従い、当該書類、データ等を速やかに当社に提出するものとします。
7. 会員登録料は無料とします。
8. 会員登録期間の定めはありません。

第3条（会員の地位等）

1. 会員は、会員証 QR コードを各店舗で提示し、本サービスを利用することの対価として、運営会社に対して、利用規則に定められた利用料金を利用規則の定めに従って支払うことにより、本サービスを利用することができます。会員証 QR コードを提示しない場合、利用料金を支払わない場合は、当該会員は本サービスを利用できません。
2. 運営会社は、会員に対して、前項に規定する権利を除き、何らの権利の付与、譲渡、実施許諾等を認めるものではありません。
3. 会員は、前条第1項の申請時に当社に対して申請した事項に関し、なんらかの変更があった場合は、速やかに当社所定の手続きで変更の申請を行うものとします。会員が本項に定める変更の申請を怠ったことにより、当該会員に不利益が生じた場合であっても、運営会社は何ら責任を負わないものとします。

第4条（会員の資格停止処分）

1. 当社は、会員が以下の各号のいずれかの事由に該当すると当社が合理的に判断した場合、当社の裁量により、期限を定めることなく、当該会員の会員資格を停止することができるものとします。
 - (1) 利用料金、その他運営会社に対する債務の支払いを1度でも遅延したとき。
 - (2) 本サービスを不正な目的で利用したとき。
 - (3) 本規約等に違反したとき。
 - (4) 他の会員または運営会社に損害迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (5) 本店舗に損害迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (6) 犯罪を犯したとき、またはその嫌疑を受けたとき。
 - (7) 運営会社および本店舗または他の会員の名誉・信用を著しく傷つけたとき。
 - (8) 前各号の他、会員として不適格であると判断したとき。
2. 当社は前項の場合、本規約に従って当該会員に対して会員資格停止処分にかかる通知を行うものとします。
3. 会員は、会員資格停止処分中、本サービスを利用できないことにつき、予め異議なく承諾するものとします。

4. 当社は、その裁量により、会員資格の停止を解除することができます。この場合、当社は、別途当社の定める方法により当該会員に対して会員資格停止の解除を通知するものといたします。

第5条（会員の退会）

1. 会員が退会を希望する場合、会員は、当社所定の携帯端末アプリケーションを用いて退会手続きを行うものとします。
2. 当社は、会員が以下の各号のうち、いずれかの事由に該当すると合理的に判断した場合、当社の裁量により、当該会員を退会処分（会員登録の抹消）することができます。
 - (1) 会員資格停止処分となった後、相当期間、会員資格の停止が継続したとき。
 - (2) 会員資格停止処分事由が2回以上生じたとき。
 - (3) 会員資格停止処分事由に該当し、当該事由が重大であると認められるとき。
 - (4) 会員が第11条第1項乃至第2項の表明、保証に違反しているとき。
 - (5) 会員登録その他のために当社に対し申請した事項に誤りがあり、本規約に定める会員の入会資格要件を満たさないことが判明したとき。または、虚偽もしくは不正により会員となったことあるいは会員資格を得たことが判明したとき。
 - (6) 後見開始審判、保佐開始審判、補助開始審判、任意後見監督人の選任（任意後見人の代理権の効力発生。）がなされたとき。
3. 当社は、前項に基づき会員を退会処分する場合、当該会員に対して、別途当社の定める方法により、退会処分通知を行うものとします。当社から当該会員に対して、かかる通知を発した時点をもって、当該会員は退会となります。
4. 会員は、退会する日までに利用契約に基づく運営会社に対する全ての債務を履行するものとします。

第6条（遵守・禁止・協力事項）

1. 会員は、本サービスの利用にあたっては、本規約等の他、本店舗の館内規則、その他本店舗の管理上定められた事項を遵守しなければならないものとします。
2. 会員は、本サービスの利用時において、運営会社から会員証QRコード提示を求められた場合には、これに応じなければならないものとします。
3. 会員は、会員証QRコードを複製し、または他の会員やその他第三者に対して会員証QRコードもしくは会員としての地位を貸与、譲渡、質入れ、承継その他の担保権設定等の処分をしてはならず、また、会員は、運営会社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約等に基づく権利もしくは義務の全部または一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をしてはならないものとします。なお、会員証QRコードの貸与、その他理由の如何を問わず、会員以外の者が当該会員の会員証QRコードを所持または利用した事実が発覚した場合には、当社は、当該会員証QRコードお

よび会員資格の効力を停止させる等の措置をとることができるものとします。

4. 会員は、運営会社を実施する、本店舗の利用状況や使い方等に関するアンケートに対する回答に協力するものとします。

第7条（本サービス提供の停止等）

運営会社は、以下の各号のいずれかの事由があると判断した場合、会員に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を、停止または中断できるものとします。

- (1) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、各店舗での本サービスの提供が困難となった場合。
- (2) コンピュータまたは通信回線等が停止し、各店舗での本サービスの提供が困難となった場合。
- (3) 前各号の他、運営会社が各店舗での本サービスの提供が困難であると合理的に判断した場合。

第8条（免責）

1. 運営会社は、以下の各号に掲げる事由により会員が被った損害については、その責を負わないものとします。但し、当該損害が運営会社の故意または重過失により生じた場合は、この限りではないものとします。

- (1) 会員の荷物、所持品、電子データ等の紛失・盗難・破損または汚損等。
- (2) 法令等に伴う修理、変更、改造、または保守作業等の実施に伴う各店舗のやむを得ない使用停止等。
- (3) 地震、火災、風水害等の天災地変、停電、暴動または官公庁からの指導等。
- (4) 他の会員、その他の第三者の責に帰すべき事由。
- (5) 各店舗の満席、満室による、会員の利用不可。
- (6) ウェブサイトや機器・設備のシステム障害や故障または保守・メンテナンス等。

第9条（損害賠償）

1. 会員が、本規約等に違反し、またはそれに類する行為により、もしくはこれらに関連して、他の会員、運営会社その他第三者に損害を与えた場合、当該会員は、これを賠償する義務を負います。

2. 本規約等の他の条項の定めにかかわらず、運営会社は、運営会社の責に帰すべき事由により会員に損害を与えた場合、以下の各号に定める範囲でのみその損害を賠償する責任を負います。

- (1) 運営会社の故意または重過失による場合：当該損害の全額
- (2) 運営会社の軽過失による場合：現実かつ直接に発生した通常の損害（特別損害、逸失利益、間接損害および弁護士費用を除く。）の範囲内とし、かつ当該会員が運営会社

に支払い済みの利用料金の累積総額

第10条（個人情報の取り扱い）

運営会社は、会員に関する個人情報を個人情報取扱規約の定めに従って取り扱います。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自己が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
2. 前項のほか、会員は、以下の各号に定める行為を行わないことおよび今後行う予定がないことを表明し、保証するものとします。
 - （1）本店舗を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為。
 - （2）自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為。
 - （3）偽計または威力を用いて運営会社の業務を妨害し、または運営会社の信用を毀損する行為。
 - （4）反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為。
 - （5）反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為。
 - （6）反社会的勢力が会員の事業に関与する行為。
3. 当社は、会員が、前二項に違反していると合理的に判断したときは、何らの催告その他何らの手続きを要することなく、当該会員を退会処分（会員登録の抹消）し、また、当該会員との間の利用契約を解除することができ、会員はこれらに対し何ら異議を申し立てないものとします。
4. 当社は、前項により会員が損害を被ったとしても、これを賠償する義務を負わないものとします。

第12条（秘密保持）

1. 会員が本サービスを利用することに伴い、運営会社または他の会員の秘密情報を知得した場合、会員は、善良なる管理者の注意をもって、当該秘密情報を嚴重に秘匿する義務を負い、当該秘密情報を開示した当事者の事前の許可なくソーシャルネットワークサービス（SNS）や、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示しまたは漏洩、公開もしくは利用してはならないものとします。万が一、会員が本項の規定に違反し、紛争が生じたとしても、運営会社は、当該紛争が運営会社の故意または過失により発生した場合を除き、その責任を負わないものとします。
2. 本店舗は、本規約等に基づき、多数の利用者が共用する施設であり、その特性に鑑み、

会員は、自らの責任で秘密情報を管理しなければならず、万が一、会員の秘密情報が漏洩した場合でも、運営会社は、当該漏洩が運営会社の故意または過失により発生した場合を除き、その責任を負わないものとします。

第13条（セキュリティカメラ）

1. 会員は、運営会社が以下の各号の目的のために本店舗内にセキュリティカメラを設置し、撮影した映像を録画保存することに予め同意するものとします。
 - (1) 本店舗内における本規約等に違反する行為や犯罪行為の監視および抑止、捜査機関への情報提供
 - (2) 本店舗の利用状況の確認および災害等有事の状況確認
 - (3) 本店舗内における遺失物等の有無の確認
2. 前項により録画保存した情報について、運営会社は原則として会員に開示しないものとします。

第14条（準拠法・合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、利用契約に関する法的紛争の一切に関しては、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（本規約の変更）

1. 本規約は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当社は以下の各号の場合に、当社の裁量により本規約を変更することがあります。なお、本規約が変更された後の利用契約は、変更後の本規約が適用されます。
 - (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更にかかる事情に照らして合理的かつ適法なものであるとき。
2. 前項により、当社が本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容および効力発生時期をウェブサイト上での掲載、その他当社所定の方法にて会員に周知します。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が本サービスを利用した場合、当該会員は本規約の変更に同意したものとします。

付則

本規約は2023年8月25日から施行します。

改定

2023年10月1日

以上